

警察本部長等に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十四号

警察本部長等に対する事務委任規則の一部を改正する規則

警察本部長等に対する事務委任規則（昭和四十六年広島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（警察本部長への委任） 第二条（略） 一（略） 二（略） （一）一件五億円以上の工事又は製造の請負に関すること。 （二）一件三億円以上の建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に関すること（一）に掲げるものを除く。 （三）一件五百万円以上の営繕工事（建設工事のうち、建築物の新築、改築、増築、改修等に係るものをいう。以下同じ。）に関すること（一）及び（二）に掲げるものを除く。 （四）設計又は工事監理について特別の資格又は技術が必要とする建設工事に関すること。 三十三（略） （警察署長への委任） 第三条（略） 一（略） 二（略） （一）一件五億円以上の工事又は製造の請負に関すること。 （二）一件五百万円（交通安全施設については、一件一千万円）以上の建設工事に関すること（一）に掲げるものを除く。 （三）（略）	（警察本部長への委任） 第二条（略） 一（略） 二（略） （一）設計又は工事監理について特別の資格又は技術が必要とする営繕工事及び建設工事に関すること。 （二）一件三億円（営繕工事については、一件五百万円）以上の建設工事に関すること。 （三）（略） （四）（略） （一）から（七）までに掲げるもののほか、知事が一括して行う契約に関すること及び知事が電子入札により締結する契約に関すること。 三十三（略） （警察署長への委任） 第三条（略） 一（略） 二（略） （一）（略）

三 一 七 (略) 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 1 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。 (委任する事務に係る暫定措置) 2 第二条及び第三条の適用については、令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間、第二条第二号(三中「一件五百万円」とあるのは「一件五百万円(県有施設照明のLED化については、一件一千万円)」と、第三条第二号(二中「交通安全施設」とあるのは「交通安全施設及び県有施設照明のLED化」とする。)	三 一 七 (略) 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 (二) 一件五百万円(交通安全施設について は、一件一千万円)以上の建設工事に関 すること。 (三) (略) (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、知 事が一括して行う契約に関すること及び 知事が電子入札により締結する契約に関 すること。
--	--

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附 則